

『危険ドラッグ』教員用補助資料

1. 危険ドラッグ（脱法ハーブ）とは？

(1) 歴史

- 2006年頃 大麻に類似した作用を持つ乾燥植物、いわゆる「脱法ハーブ」の先駆けである「スパイス」がヨーロッパを中心に広がり始めた。
- 2007年4月 当時の薬事法で薬物を指定して、販売等の規制を開始した。
- 2008年 「スパイス」は合成カンナビノイド誘導体（大麻成分類似物質）が添加された乾燥植物であることが研究により判明した。
(EMCDDA, Lisbon, November 2009)
- 2010年頃 大麻に代わる安価で規制を逃れたドラッグとして、若者中心に日本国内でも広がりはじめた。
- 2011年 「脱法ハーブ」乱用が社会問題化し、使用の実態についての全国的統計はないものの、意識障害などで救急搬送される例が増加した。
- 2013年2月 包括指定¹⁾による規制 [合成カンナビノイド系化合物772種]
- 2013年12月 包括指定による規制 [カチノン系化合物（覚醒剤類似物質）495種]
- 2014年4月 指定薬物を含む脱法ドラッグについて、所持、使用、購入、譲り受け²⁾にも規制の範囲が拡大した。違反した場合は、3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金、またはどちらの罰も科される。
- 2014年7月 脱法ドラッグや違法ドラッグという呼称を「危険ドラッグ」に変更し統一した。
- 2015年4月 県として神奈川県薬物濫用防止条例を制定し、施行した
- ¹⁾ 化学構造が類似した特定の物質群を一括して指定薬物として指定している。
- ²⁾ 2014年3月までは輸入、製造、販売、授与、販売若しくは授与目的での貯蔵、陳列のみが禁止の対象だった。つまり、使用する側には罰則がなかった。

(2) 特徴

- ・薬物の一種であり、人工化学成分を植物片に染みこませるなどしたものの通称。
- ・大麻の主含有物質である THC に類似した合成カンナビノイドを添加した乾燥植物。
- ・最近では、合成カンナビノイド以外の薬物が添加されたものも流通している。
- ・覚醒剤などの違法薬物と類似構造を有する化合物が検出されることもある。
- ・現在指定されている THC（大麻の精神活性物質）の誘導体は100種を超えており、数が多い。

(3) 購入場所

- ・日本では「ハーブ」「お香」などと称して雑貨店やヘッドショップで販売されている。
- ・神奈川県、愛知県、宮城県、岐阜県では自動販売機による販売もかつて確認されていた。
- ・神奈川県内の危険ドラッグ販売店は全体としては減少している。
- ・インターネットでの販売や、デリバリー型のような危険ドラッグを宅配する営業形態も存在している。

(4) 価格

- ・従来の薬物と比べて安価であり、数百円から数千円で購入できてしまう。
- ・量り売りを行う店舗もある。

2. 使用するとどうなるのか？

- ・入っている成分がわからないことが多いので、何が起きるか予測しにくく、症状は多様。
- ・危険ドラッグの症状についての詳細なデータがないので、神奈川県立精神医療センターを受診した患者の話から症状を抜粋した。

身体症状

- ・食欲低下による体重の減少
- ・過食による体重の増加
- ・吐き気
- ・嘔吐
- ・過呼吸
- ・動悸
- ・倦怠感
- ・呂律が回らない
- ・生殖機能の低下
- ・月経異常
- ・鼻血
- ・立ちくらみ
- ・易疲労感

精神症状

症状の種類 「 」内は患者の表現

- ・幻聴 「 “知っている人” の声に導かれて屋根に登った」
- ・妄想 「壁際で、“怖い誰か” が自分を見張っていたので、怖くてドア穴や家中の隙間をガムテープでふさぎ、雨戸を閉め切り、部屋の中でじっとしていた。」
(注察・追跡妄想) 「殺される」「監視カメラがある」(被害妄想)
- ・陶酔感 「異世界に行った感覚」
- ・多幸福感 「ふわふわして気分がよくなる」
- ・知覚変容 「1時間歩いたなあと思って後ろを振り返ると、まだ数十メートルだった。」
- ・意識障害 「気がついたら放火していた」「記憶がとんで万引きしていた」
- ・健忘 「貴重品(携帯と財布)を失くした」「少し前に聞いた仕事の手順を忘れてしまった」
- ・被刺激性・攻撃性の亢進 「誰かれかまわず当り散らしてしまう」
- ・易怒性 「ちょっとしたことでイライラして、家族や友人に怒鳴る」
- ・不安・抑うつ症状 「1人でいると死んでしまいそうになる」
- ・集中力低下 「人の話が上の空で聞けない」
- ・自殺念慮 「怖くて死にたくなった」「自傷行為をしてしまった」
- ・不眠 「怖くて眠れない」

このほか、具体的な訴えは聞かれなかったが、幻視、幻臭を呈する患者もいる。

(1) 大変危険なものである。

- ・薬物乱用のゲートウェイ・ドラッグ(入り口)となる危険性があり、より強力な依存性を持つ違法薬物へとつながる可能性が危惧される。
- ・さらに、違法薬物以上に身体症状・精神症状が重篤な状態を経験したという患者も多い。(合法だから安全というイメージとはかけ離れた症状が出現)
- ・意識障害、酩酊下で自傷・他害の恐れを伴うような危険な行為もみられ、事件や事故(車の全損事故など)、犯罪につながることもある。
- ・依存性がある。「わかっているけど、やめたくてもやめられない」「苛々するとふっ

とほしくなる」

- ・耐性がついていき、徐々に使用量が増えていく。
- ・依存症になると、嘘をついたり、借金をしたりしてでも薬を手に入れようとする。
- ・依存症になると探索行動をとり、優先順位が逆転していく（学校や仕事に行くよりも薬物を使い続けることを優先するようになる、仕事が出来なくなり解雇されるなど）
- ・脳に（快感の）記憶が残る。一生使用欲求が消えない可能性がある。

(2) 神奈川県でも緊急搬送の例があり、死亡に至ったケースもある。

- ・平成26年の一年間で、県警が取り扱った人数は295人（前年比115人増）
危険ドラッグが原因と疑われる死者数は14人（前年比5人増）に上っている。

(3) 危険ドラッグ乱用者数の増加

神奈川県立精神医療センターへの「危険ドラッグ」についての電話相談の件数

{	2009年	1件
	2010年	4件
	2011年	10件
	2012年	105件
	2013年	104件

ほとんどが10～20代男性

神奈川県立精神医療センターの「危険ドラッグ」乱用者の初診

2010年5月に初めて受診があった。

{	2010年	4名
	2011年	15名
	2012年	100名
	2013年	141名

上記データは「危険ドラッグ」乱用を主訴に受診した患者の数であり、他の薬物やアルコールの乱用を主訴に来院した患者にも使用歴がある人もいるので、合わせると実数はもっと多いと考えられる。

神奈川県立精神医療センターの「危険ドラッグ」乱用者の初診患者の年齢（2013年）

{	20歳未満	20人（14%）
	20～29歳	64人（45%）
	30～39歳	40人（28%）
	40～49歳	16人（11%）
	50歳以上	1人（1%）

若年層が多い

3. どんなことに注意が必要か

(1) 先輩や友人からの誘いを勇気を持って断ること。

- ・ 何度も誘われると断るのが難しくなるので、1度断ったらその場から立ち去る。
(前提として、きっぱり断るのが難しい)

(2) 初めて使用したときのきっかけ

- ・ 興味本位の使用。
- ・ 遊び感覚。
- ・ 飲酒、喫煙と同じ感覚。
- ・ 周囲の影響(友人・先輩)に勧められて。

(3) 危険ドラッグは大変危険なものであることを知る。

- ・ 覚醒剤等の違法薬物と比べて、その危険性が周知されていない。
- ・ 合法だからと危機感が薄い。(「合法だから危なくないと思って...」)
- ・ 神奈川県立精神医療センターを受診した患者の傾向として、規制薬物の使用歴のある人だけではなく、生育歴に親の虐待や非行歴がなく、薬物の使用歴もない“普通の”若年者が使用するパターンも目立っている。
- ・ 「脱法ドラッグ」「合法ハーブ」といった呼称が、若年者の薬物使用に対する心理的抵抗を低くしている可能性がある。

4. 指導のポイント

児童生徒が興味関心を持つような伝え方ではなく、とにかく危険であること、絶対に手を出してはいけないことを伝える。

万が一手を出してしまったときは...

- ・ もし自分が使ってしまったり、友人や家族が使っているのを知ってしまったときは、早めに保健所、保健福祉センター、病院など専門の機関に相談すること。
- ・ 使用してしまった人を責めず、まずは話を聴くこと。そして、支える側の人が1人で抱えないこと。
- ・ また既に使ってしまった人の存在を否定してしまわないような配慮をしたい。既に使ってしまった人が治療につながるように。

(資料提供：神奈川県立精神医療センター)

神奈川県立精神医療センターの連絡先：045-822-0241
電話でまずは相談してみましよう。
プライバシーは守られます。